

奈良県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
7	生駒市高山町七三一三番二先から 生駒市上町二四九七番二先まで	

四 供用開始年月日

平成二十八年三月二十九日